

序章

---

## 都市マスタープランとは

## 序－1 都市マスタープランの位置づけと目的

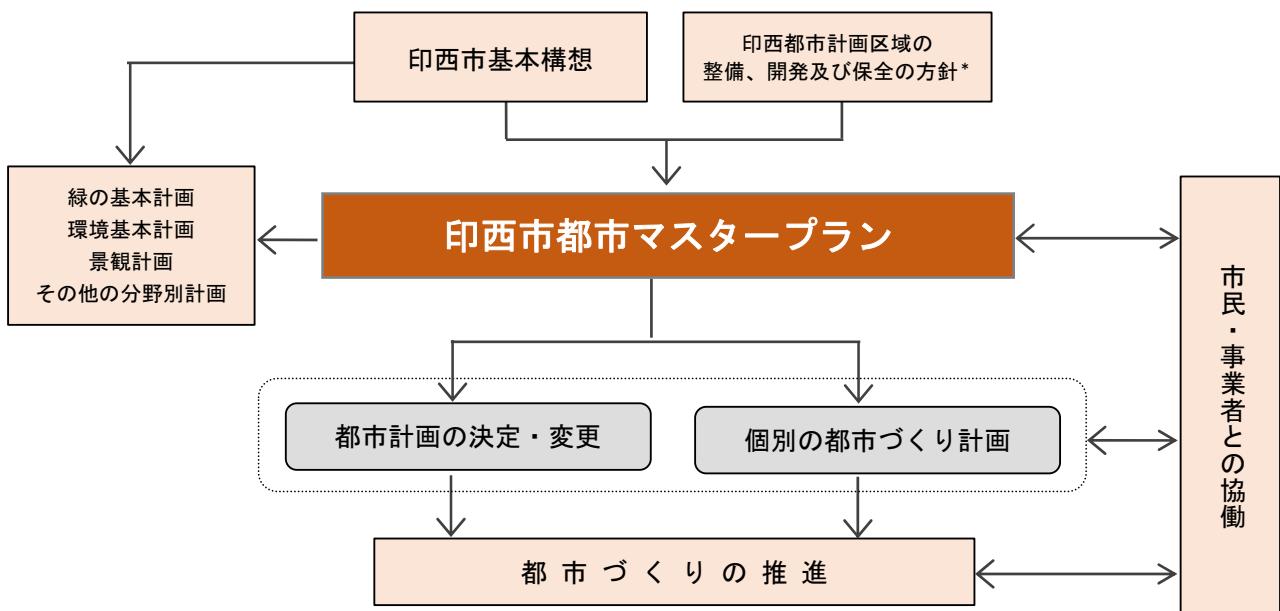
都市マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法<sup>\*</sup>第18条の2に定められている計画です。また、「印西市基本構想<sup>\*</sup>」で掲げている将来都市像「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」の実現に向けた都市計画分野における目標や方針を示した計画です。

今後、市の都市づくりは、この都市マスタープランに即して行われます。

「都市マスタープラン」が果たすべき役割は、次のとおりとなります。

- 1) 印西市を「こんなまちにしたい」という将来像や目標を市民・事業者と共有し、協働<sup>\*</sup>で進める都市づくりの基本的な方針を示します。
- 2) 都市計画や都市づくりに関する施策を進める際の基本的な方針を示します。
- 3) 都市づくりの基本方針を示し、都市基盤整備<sup>\*</sup>をはじめ、市街地開発事業<sup>\*</sup>などの個別の計画に反映していきます。

都市マスタープランの位置づけ



\*印の用語は、参考資料の「用語解説（200ページ～211ページ）」に解説があります。





## 序－2 都市マスターPLAN策定の趣旨と目標年度

### (1) 策定の趣旨

印西市では、平成15年度に都市マスターPLANを策定し、平成22年3月の1市2村の合併後、平成24年度に改訂を行い、目標年度を平成32年度（令和2年度）とし、都市づくりを行ってきたところです。

近年、人口減少・少子高齢化の進展や、成熟しつつある社会で多様化する市民ニーズなど、社会経済情勢が大きく変化しています。

こうした状況の中で、印西市としても快適で、魅力的、持続的に発展する都市づくりを推進していく必要があることから、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「印西市都市マスターPLAN」を策定しました。

### (2) 目標年度

都市マスターPLANの目標年度は、令和12年度とします。

## 序－3 都市マスターPLANの構成

都市マスターPLANは、大きく「全体構想」「地区別構想」「都市づくりの推進に向けて」の3つから構成されています。

### 全体構想

都市づくりの基本理念や目標、将来都市構造、都市づくりの方針などを示しています。

### 地区別構想

市全体を12地区に分け、「全体構想」を踏まえながら、地区ごとに都市づくりの方針を示しています。

### 都市づくりの推進に向けて

「全体構想」と「地区別構想」で示した都市づくりを推進していくための方策や、市民・事業者・行政による協働の都市づくりにおける役割や協力体制について、示しています。

